

農地バンク契約に係る機構手数料について

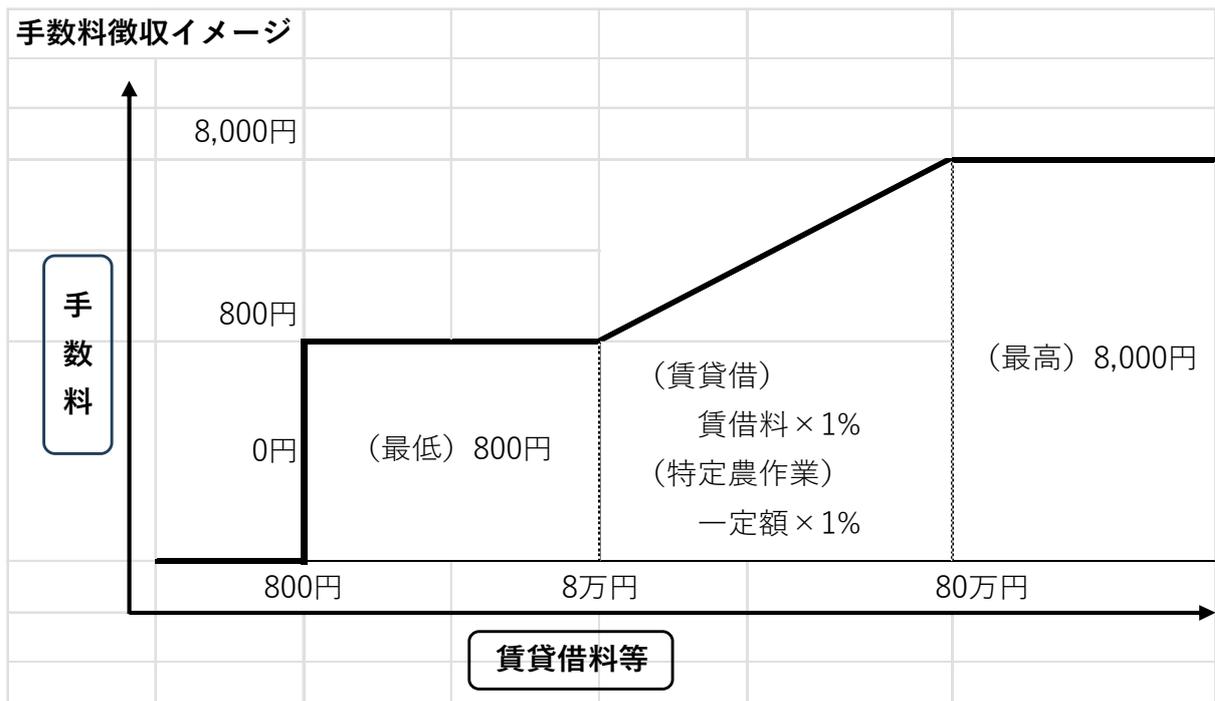
R5. 11. 15 福島県農業振興公社

●契約に係る機構手数料とは

- ・手数料は、農地中間管理事業等の実施に必要な経費の一部を賄うため、借入、貸付及び農用地の買入、農作業の受託、委託並びに解約を行う場合に徴収します。
- ・徴収は、毎年の賃借料等の精算時（徴収：11月下旬、支払：12月中旬）に行います。
- ・耕作者（受託者）に対しては、賃借料等に手数料を加算した金額を徴収します。
- ・所有者（委託者）に対しては、賃借料等から手数料を控除した金額を支払います。

●機構手数料の額

- ・賃貸借契約においては、毎年の賃借料の1%
- ・特定農作業受委託契約においては、毎年の機構精算額である一定額（農産物販売対価－農作業対価）の1%
- ・手数料の最低は800円、最高は8,000円
- ・但し、賃借料800円未満は徴収なし



■農地中間管理事業における手数料算出例

<①最高額8,000円が適用される場合の事例>

(金額単位：円)

地番	地目	面積 (㎡) ①	10aあたり賃借料 ②	賃借料 ①/1,000×②=③	手数料 ③×1%
福島1	田	30,000	10,000	300,000	
福島2	田	30,000	10,000	300,000	
福島3	田	20,000	10,000	200,000	
福島4	田	10,000	10,000	100,000	
福島5	畑	5,000	5,000	25,000	
福島6	畑	5,000	5,000	25,000	
計	6筆			950,000	8,000

手数料 = 950,000 × 1% = 9,500円 → 最高額8,000円適用

<②最低額800円が適用される場合の事例>

(金額単位：円)

地番	地目	面積 (㎡) ①	10aあたり賃借料 ②	賃借料 ①/1,000×②=③	手数料 ③×1%
福島10	田	5,000	10,000	50,000	
計	1筆			50,000	800

手数料 = 50,000 × 1% = 500円 → 最低額800円適用

<③賃借料800円未満の場合の事例>

(金額単位：円)

地番	地目	面積 (㎡) ①	10aあたり賃借料 ②	賃借料 ①/1,000×②=③	手数料 ③×1%
福島20	畑	700	1,000	700	
計	1筆			700	0

手数料 = 賃借料800円未満 → 0円